

【施策の方向（目標）】

感染症に罹患しても迅速・適切な検査・治療を受けることができ、感染拡大を最小限に抑える体制を構築します。また、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のことをいう。以下同じ。）の発生に対して、関係機関と連携して、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくための医療提供体制を整備し、県民が安心して生活できる社会を目指します。

【主な取組及び内容】

■ 感染症対策の強化

新興・再興感染症などの大規模な流行が見込まれる場合は、医療機関や市町などの関係機関と連携し、相談、診療・検査、医療・療養の体制を強化するとともに、感染防止対策の普及・啓発やワクチン接種などの実施により、感染防止策を推進します。

〈実施主体：医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防機関、市町、保健所 等〉

■ 感染症の集団発生時に対応できる医療機関、社会福祉施設等の整備

医療機関や介護サービス等を提供する社会福祉施設において、感染症のまん延防止策を講じる体制を平時から整備します。感染症の知識の普及や結核など呼吸器感染症患者の早期受診に関する啓発を平時から行い、有事の際は適宜必要な情報を提供します。

〈実施主体：医療機関、医師会、市町、保健所、介護サービス事業所〉

■ 定期予防接種率の向上

麻疹・風疹、急性灰白髄炎、水痘、肺炎球菌などの定期接種を実施し、集団免疫を確保します。

特に、保育所などで集団生活を行う乳幼児については、定期予防接種の実施状況を把握しておくことにより感染症発生時の緊急的な対応に備えるようにします。

〈実施主体：医療機関、医師会、市町、保健所〉